

お 知 ら せ

2011年7月19日

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 竹内 剛志
(代理人)関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一

今般、当社におきましては、関西国際空港内における「2011年度K I A CグループP C調達（その2）」の発注を予定しており、この装置等を納入及び据付していただく方を、一般競争方式（電子入札）により決定いたします。この競争見積に参加していただく方（競争参加招請者）をこの競争に参加希望される応募者の中から選考いたします。つきましては、下記要領により、競争参加希望者の募集を行いますのでお知らせいたします。

なお、本件に関する調達手続きにつきましては関西国際空港株式会社が代理人となり、執り行う事になりますのでご留意下さい。

記

1. 発注案件の概要

- (1)件 名：2011年度K I A CグループP C調達（その2）
- (2)納入場所：関西国際空港内（関西国際空港グループ各社指定の場所）
- (3)調達内容

本調達は、関西国際空港グループ各社のパーソナルコンピュータネットワークシステムとして、パーソナルコンピュータ、ソフトウェア及びプリンタの納入、据付、調整を行うものである。

(4)調達数量

- ①ノート型パーソナルコンピュータ機器：115台
(関西国際空港株式会社55台、関西国際空港給油株式会社20台、
関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社40台)
- ②アプリケーションソフトウェア：55式
(関西国際空港株式会社55式)
- ③プリンタ：9台
(関西国際空港株式会社9台)

(5)契約期間：契約締結の日から2011年12月31日

※納入期限が納入先で異なります。

第一納入期限 2011年10月31日：関西国際空港株式会社

第二納入期限 2011年11月30日：関西国際空港給油株式会社

第三納入期限 2011年12月31日：関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社

(6) 契約方法

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社、関西国際空港給油株式会社及び受注者の3社間契約となり、支払いも各社から行います。(関西国際空港株式会社納入分は関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社がまとめて契約及び支払を行います。)

(7) その他

本件はインターネット上のオークションサイトを利用して入札（リバースオークション）を行い、最低の価格で競り落とした者と契約を行うものです。リバースオークションに参加するためには、事前にオークション運営サイトであるジャパンイーマーケットへの会員登録が必要となります。詳細については、関西国際空港株式会社ホームページの「発注情報」に掲載しております「リバースオークション参加にあたっての留意事項」をご覧ください。

2. 採用する調達手続きの名称 一般競争方式（電子入札）

3. 応募資格

競争に参加するためには、単体企業として次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 関西国際空港株式会社から指名回避の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 国等機関から指名停止措置を受けている者については、応募前に当社に問い合わせをし、応募の可否を確認すること。
- (4) 入札参加者間に、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係等（次の①～③）のある複数の者（以下、「複数の者」とする。）の同一入札への参加は認めないこととします。
 - ① 資本関係
 - ・ 親会社と子会社の関係にある場合
 - ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正が阻害されると認められる場合
 - ・ ①又は②と同視しうる関係が認められる場合
- (5) 自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。
 - ① 個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員で

ある場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。

- ②入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ③入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - ④入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - ⑤入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、第1号から第4号に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (6) 2011年8月5日までに株式会社ジャパンイーマーケットのサプライヤー会員に登録されていること。
 - (7) ネットワーク化されたパーソナルコンピュータ（100台以上）の納入、据付、調整の実績があり、かつ納入、据付、調整が可能な十分な体制を有すること。
 - (8) 本装置等の点検、修理、部品供給及び改良等を適切かつ迅速に行う体制を有すること。

4. 応募書類の提出期限

2011年8月5日（金曜日） 午後4時まで

5. 応募方法

- (1) 応募用紙の入手及び応募書類の提出ならびにコンタクトポイント

応募用紙は、関西国際空港株式会社ホームページの「発注情報」に、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しておりますので、そちらからダウンロードして下さい。

応募書類は、以下コンタクトポイントまで郵送もしくは持参にてご提出願います。（郵送される場合は、必ず事前にその旨お伝え下さい。）

※応募書類を郵送でご提出される場合は、担当者のお名刺を2枚同封願います。

この「お知らせ」に関する問い合わせについては、以下コンタクトポイントまでお問い合わせ下さい。

(コンタクトポイント)

関西国際空港株式会社 調達部調達グループ

TEL 072-455-2127 FAX 072-455-2044

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

関西国際空港会社ビル

(2) コンタクトポイントの対応時間

2011年7月19日(火曜日)から上記4. に示す日迄の、平日10時～12時及び13時～16時まで行います。

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日はお取り扱いしていません。

(3) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年 法律第51号)

(4) 関係法規

日本国内の関係法規・条例

(5) 応募手続きに必要な書類(①～⑦と⑨は所定の応募書類)

当社は、提出された応募書類を本件調達に係る応募者の資格確認の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

①競争参加応募書

②応募者調査表

③経営規模等総括表

④主な業務経歴に関する書類

⑤ネットワーク化されたパーソナルコンピュータシステムの納入、据付実績に関する書類

⑥機能証明等に関する書類

⑦本装置等の点検、修理、部品供給及び改良等を行う体制に関する書類。
ただし、一部又は全部について他者と提携している場合は、その内容を証明する書類

⑧最新2期分の決算報告書

⑨秘密情報に関する誓約書(NDA)

⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更生手続中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続中の者については、それを示す文書の写し(例:裁判所からの文書等)

6. 応募者に求められる義務

提出された応募書類の内容に関する当社の照会について説明することが必要です。

7. 売買契約書及び暫定仕様書の閲覧・入手方法

本件に係る売買契約書及び暫定仕様書は、関西国際空港株式会社ホームページの「発注情報」に、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しております。また、

希望者には上記5.(1)に示す場所にて配布致します。

8. リバースオークション参加者の決定方法等

(1) リバースオークション参加者の決定方法

3. 応募の資格に記載された条件を全て満たした方をリバースオークション参加者とします。

(2) 通知の時期及び方法

リバースオークション参加者と認められた方については、2011年8月上旬頃にメールにより通知します。なお、認められなかった方にもメールにて通知します。

(3) 仕様書の入手方法

リバースオークション参加者と認められた方に、(株) ジャパンイーマーケットのホームページ上 (<http://www.j-emarket.com>) でダウンロード可能と致します。

配布日は、(2)通知の際にご連絡致します。

9. リバースオークションの実施

リバースオークション参加者と認められた方は、(株) ジャパンイーマーケットのホームページ上 (<http://www.j-emarket.com>) でリバースオークションにご参加頂けます。詳細については、関西国際空港株式会社ホームページの「発注情報」に、この「お知らせ」電子ファイルと共に掲載しております「リバースオークション参加にあたっての留意事項」をご覧ください。開催は、2011年8月下旬を予定(当社の都合により変更する場合があります。)

10. 契約相手方の決定方法等

リバースオークション開催期間終了時点で、最安値を入札した入札者を落札者(契約予定者)とします。また、落札された者には、最終入札額の見積書を提出して頂きます。

11. その他

契約相手方になられましたら、関西国際空港株式会社における平成22・23年度取引希望の物品販売に登録頂きます。(既に登録されている方は再度登録頂く必要はありません。)

以上

リバースオークション参加にあたっての留意事項

1. リバースオークションの参加資格

- 当社の入札（リバースオークション）に参加するにあたっては、当社の定める競争入札参加資格の取得者であること株式会社ジャパン・イーマーケットのサプライヤー会員に登録があることが条件となります。両方の条件を満たさない場合は、参加をお断りすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- サプライヤー会員に関するお問合せは下記の連絡先へお問合せください。
《サプライヤー会員登録について》
株式会社ジャパン・イーマーケット お客様センター 電話番号：03-5765-2375

2. 入札金額の入力

- 入札金額は、下記に基づいて入札してください。
 - a. 仕様書など入札案内時に添付した当該書類
 - b. 仕様書、当社契約条件で指定した遵守事項
- 消費税法の定めにより、消費税を納める義務を課せられている事業者、または消費税を納める義務が免除されている事業者にかかわらず、入札金額は取引希望価格から消費税相当額を差し引いた金額にて入札して下さい。
- 落札者には、落札金額に対する取引手数料が課せられますので、ご注意ください。
なお、手数料についてご不明な点がございましたら(株)ジャパンイーマーケットへお問合せください。

3. 入札の実施

- 参加者は1回以上の入札をお願いします。リバースオークション開催期間中に入札を行わなかった場合は、後日その理由を確認させていただきます。
- 入札は、品目数・数量等にかかわらず「総額（一式）」で入札してください。
- 入札は、リバースオークション開催期間中であれば、何度でも行うことが出来ます。
なお、入札についての意点については、(株)ジャパンイーマーケット：会員メニュー：ダウンロード：見積・リバースオークションサービス注意事項を御確認ください。
- 一旦入札した金額は、いかなる理由でも取消すことはできません。

4. 落札者（契約予定者）の決定

- リバースオークション開催期間終了時点で、最安値を入札した入札者を落札者（契約予定者）とします。
- 複数品目の入札であった場合、落札者（契約予定者）は、リバースオークション終了後内訳書の提出をお願いいたします。内訳書作成は、落札金額内、かつ内訳書記載の品目単位の上限価格を上回らないようお願いいたします。
- 契約の締結は、落札者（契約予定者）に対し、落札額または契約予定額の受注の意思確

認をもって締結するものとします。

5. リバースオークションの不成立

- リバースオークション開催の有無にかかわらず、辞退する会社が多い場合、または(株)ジャパンイマケット側のシステム障害等の場合、当社の判断により本案件を不成立とすることがあります。この場合、当社からその旨連絡させていただきます。

6. その他

- 仕様書に関して不明な点が生じた場合は、コンタクトポイントに照会してください。
- 「秘密の保持」(営業秘密、個人情報)については、契約成立の前後を問わず、当社貴社双方の遵守事項といたします。仕様書など入札案内時に添付した当該書類および当社貴社間で行われた情報提供による秘密情報についても同様となりますので、御留意ください。
- リバースオークション開催前に当社が渡した一切の書類をリバースオークション開催後に返還していただく場合がございます。
- 契約締結までに、当社発注の取引において、貴社の責により人身事故など重大と思われる事故を生じさせた場合、また契約先としてふさわしくないと判断させていただく事情があった場合は、入札参加資格の取消またはリバースオークション開催後、落札者(契約予定者)であれば無効とさせていただくことがあります。
- 貴社システム障害など、貴社側事情による異議申立は、リバースオークションの開催中開催後を問わず、一切受け付けません。

以 上

2011年度KIACグループPC調達（その2）
に係る競争参加応募用紙

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社
代理人 関西国際空港株式会社

交付書類一覧

- ・ 応募の手引き

- ・ 「お知らせ」(平成23年7月19日付広告)

- ・ 応募書類一式
 - ①競争参加応募書 (様式1)
 - ②応募者調査票 (様式3-1～3-3)
 - ③経営規模等総括表(様式4)
 - ④主な業務経歴に関する書類(様式5)
 - ⑤ネットワーク化されたパーソナルコンピュータシステムの納入、据付実績に関する書類(様式6)
 - ⑥機能証明等に関する書類(様式7)
 - ⑦本装置等の点検、修理、部品供給及び改良等を行う体制に関する書類。ただし、一部又は全部について他者と提携している場合は、その内容を証明する書類(様式8)
 - ⑧最新2期分の決算報告書
 - ⑨秘密情報に関する誓約書(NDA)
 - ⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更正手続き中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続き中の者については、それを示す文書の写し(例:裁判所からの文書等)

(注) 交付資料がそろっていることを確認して下さい。

応募の手引き

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社
代理人 関西国際空港(株)

件名 2011年度KIACグループPC調達(その2)

1. 応募資格等

応募資格及びその他の条件については、「お知らせ」(7月19日付広告)のとおりです。

2. 応募書類の提出期限

2011年(平成23年)8月5日(金曜日) 午後4時まで

3. 応募の方法

交付した応募書類を作成のうえ、必要書類を添えて下記窓口に提出することにより応募して下さい。なお、応募書類を郵送される場合は、下記窓口宛に送付して下さい。

(受付窓口) 関西国際空港株式会社 調達部 調達グループ
〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
(TEL: 072-455-2127)

4. 応募書類の記載要領等

- (1) 応募手続に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨です。
- (2) 応募書類の作成に当たっては、記載例を参考に、誤りのないよう記入して下さい。
- (3) 応募書類は、背表紙に応募者の名称を明記した A4のファイル(市販・赤色)に綴じ込み、正副各1部提出して下さい。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、見積招請の対象といたしませんので、ご承知おき願います。

(応募書類)

- ①競争参加応募書 (様式1)
- ②応募者調査表 (様式3-1~3-3)
- ③経営規模等総括表(様式4)
- ④主な業務経歴に関する書類(様式5)
- ⑤ネットワーク化されたパーソナルコンピュータシステムの納入、据付実績に関する書類(様式6)
- ⑥機能証明等に関する書類(様式7)
- ⑦本装置等の点検、修理、部品供給及び改良等を行う体制に関する書類。ただし、一部又は全部について他者と提携している場合は、その内容を証明する書類(様式8)
- ⑧最新2期分の決算報告書
- ⑨秘密情報に関する誓約書(NDA)
- ⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更生手続中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続中の者については、それを示す文書の写し(例:裁判所からの文書等)

5. 応募書類の取扱い

提出されました応募書類(添付書類を含む)は、返却しませんので、ご承知おき願います。

様式1

受付番号	
------	--

競争参加応募書

貴社で行われる「2011年度KIACグループPC調達（その2）」に係る競争に参加したいので関係書類を添え応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長 竹内 剛志 殿

代理人 関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 殿

住 所 :

名 称 :

代 表 者 :

印

競争参加応募書

貴社で行われる ***** (*案件名を記入する)に係る競争に参加したいので関係書類を添え応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成**年**月**日

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長 竹内 剛志 殿

代理人 関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 殿

住 所 : *応募者の所在地を記入する

名 称 : *応募者の名称を記入する

代 表 者 : *代表取締役社長 ○○ ○○ 印

(注) 必ず本社名で応募願います。
支社へ委任した形式での応募は一切認めておりません。

様式 3-2 応募者調査表(2)

株式の状況

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

順位	主要株主名	株主国籍	持株数 (b)	持株比率 (b)／(a)×100(%)	応募者への役職員派遣数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合 計					

発行済株式数 (a)	
------------	--

(記載要領)

比率計算は計算結果の小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記入して下さい。

主な関連会社一覧表

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

	関連会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	役員数 (人)	年間売上高 (百万円)	事業内容
1				()		
2				()		
3				()		
4				()		
5				()		
6				()		
7				()		
8				()		
9				()		
10				()		

(記載要領)

1. 原則として、出資比率25%以上の主なものを記入して下さい。ただし、本契約業務に関連する会社は、出資比率に関係なく記入して下さい。
2. () は貴社出身の役員数を再掲して下さい。

経営規模等総括表

商号又は名称								
本社所在地								
売上高	内 訳	直前第2年度分決算より 年 月から 年 月まで		直前第1年度分決算より 年 月より 年 月まで		年間平均売上高		
		合 計						
経営状況	自己資本額	区 分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計	決算後増減額	合 計	
			百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
		払込資本金						
		その他						
		合 計						
	常勤職員の数	技術関係職員	事務関係職員		役員数		総役員数	
		人	人		人		人	
	流動比率	$\frac{\text{流動資産()百万円}}{\text{流動負債()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	総資本経常利益率	$\frac{\text{経常利益()百万円}}{\text{総資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	固定比率	$\frac{\text{固定資産額()百万円}}{\text{自己資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
営業年数	創 業	休業又は転(廃)業の期間			現組織への変更	営業年数		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日	年		
記事								

(記入要領)

1. 本表は、最新の決算(直前第1年度分決算)に基づいて記入して下さい。但し「売上高」(直前第2年度分決算)欄は除きます。
2. 「売上高」の欄は、総売上高について記入して下さい。
3. 比率計算は、計算結果の小数第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入して下さい。
4. 営業年数は、創業から現在までの年数を記入して下さい。(ただし、休業等があればその年数を差し引くこと。)

発注者	請負区分	件名	物件が所在する都道府県名	請負代金の額 (百万円)	着手及び着工年月	納入または完成年月
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					
	元請負・下請負 共同企業体（代表者・構成員）					

記入要領

- (1) この表は、最近、製作及び据付を完了または着手した機械器具について記入してください。（10件以内）
- (2) 下請負については、「発注者」の欄に元請業者名を記入し、「件名」の欄に下請件名を記入してください。
- (3) 「請負区分」の欄は、該当箇所を○で囲み、共同企業体の場合は（ ）内のどちらかを○で囲んでください。
- (4) 「請負代金の額」の欄は、共同企業体及び下請けの場合、自社の請負代金の額を記入するとともに、総請負代金額を（ ）書きで下段に併記してください。
- (5) 共同企業体として、申し込みされる方は、各社毎に記入してください。

パーソナルコンピュータシステムの納入、据付、設定、調整実績

会社名

項目 / 番号		1	2	3	4	5
契約件名						
発注者						
納入又は据付場所						
契約額 (百万円)						
契約日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
受注システムの概要 (システムの規模、適用業務等がわかるように記述すること)						
自 社 納 入 分 の 詳 細	機種、台数					
	ネットワークOS					
	主要ソフトウェア					
	OSの種類、台数					
	主要ソフトウェア					
	LAN接続及び設定作業の有無					
	WWWブラウザ設定作業の有無					
	その他特記事項					

様式7 (Laptop)

メーカー名

型名

	適合条件	資料(頁)	適合	回答
OS	Windows®7 Professional32ビット正規版	-	適 不	
認定ロゴプログラム	Compatible With Windows 7	-	適 不	
CPU	インテル®Core i5 vPro	-	適 不	
クロック周波数	2.5GHz以上	-	適 不	
標準メモリ+増設 (最大メモリ)	4GB以上 参考	-	適 不	
ハードドライブ	160GB以上	-	適 不	
筐体	A4サイズ	-	適 不	
ディスプレイ	15.6型TFTカラー液晶LED以上 1,366×768ドット以上	-	適 不	
オプティカルドライブ	スーパーマルチドライブ内蔵	-	適 不	
通信機能(LAN)	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠	-	適 不	
オーディオ機能	ステレオスピーカー内蔵	-	適 不	
キーボード	109キー(JIS配列準拠)テンキー付 キーピッチ 19mm±1mm	-	適 不	
マウス	光学式スクロールマウス(USB)	-	適 不	
インターフェイス	USB2.0準拠×4以上	-	適 不	
電源	ACアダプタ	-	適 不	
バッテリー	リチウムイオン	-	適 不	
バッテリー駆動時間	3時間以上(JEITA準拠)	-	適 不	
法律	グリーン購入法対応	-	適 不	
省電力	国際エネルギースタープログラム適合	-	適 不	
機器保障	4年間センドバック対応	-	適 不	

添付書類

A:

B:

C:

様式7(インクジェットプリンタ)

メーカー名

型名

	適合条件	資料(頁)	適合	回答
最高解像度(dpi)	9600(横)×2400(縦)以上	-	適 不	
インターフェイス	Hi-Speed USB(接続ケーブル付属)	-	適 不	
用紙サイズ	A4~A5、はがき、郵便往復はがき	-	適 不	
印刷速度(A4普通紙)	カラー:9ipm以上(ISO/IEC24734基準)	-	適 不	
外形寸法	450(W)×300(D)×200(H)以下	-	適 不	
その他機能	自動両面印刷	-	適 不	

添付書類

A:

B:

C:

本装置の点検、修理、部品供給及び改良を行う体制

会社名

項目 \ 区分		本 社		関西国際空港担当の点検修理基地						
点 検 ・ 修 理 体 制	点検、修理担当部門名									
	所在地									
	所掌業務									
	点検、修理担当部門人数	総数	人	うち技術者	人	総数	人	うち技術者	人	
	内 訳	ハードウェア系		人	うち技術者	人		人	うち技術者	人
		ソフトウェア系		人	うち技術者	人		人	うち技術者	人
	年間点検修理額及び件数	百万円、		件/年	百万円、	件/年				
通常営業時間										
その他、点検、修理体制について特記すべき事項										
部 品 供 給 体 制	部品供給担当部門名									
	所掌業務									
	所在地									
	部品供給所要日数	受注後	日		で供給					
	部品供給対応年数	納入後	年		まで供給	若しくは	製造停止後	年		まで供給
	その他、部品供給体制について特記すべき事項									

記入要領

- (1) 体制の現状を記入するものとし、将来計画がある場合は特記事項に記入して下さい。
- (2) 点検、修理、部品供給業務の一部または全部を他者と提携している場合は、応募者との関係を具体的に記入し、その内容を証明する書類を添付して下さい。
- (3) 営業時間が24時間体制でない場合、営業時間外の対応を特記事項欄に記入して下さい。
- (4) 本社と関西国際空港を担当する点検修理基地が同じ場合は、「本社と同一」と記入して下さい。
- (5) 記入欄に書ききれない場合は、適宜用紙を追加して記入して下さい。

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長 竹内 剛志 宛

代理人 関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 宛

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「2011年度KIACグループPC調達(その2)」(以下「本目的」という。)に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

(秘密情報)

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの(以下「秘密情報」という。)を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員(派遣労働者等を含む。)並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

(秘密情報の返却)

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

(損害賠償)

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

(協議解決)

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 年 月 日

住 所 :
名 称 :
代 表 者 :

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長 竹内 剛志 宛

代理人 関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 宛

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する *****（*案件名を記入する）（以下「本目的」という。）に関して、
弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、
貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されてい
るもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたし
ません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）
並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を
返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠
償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の
漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって
貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄
裁判所とします。

平成**年**月**日

住 所：
名 称： ○○○○株式会社
代 表 者： 代表取締役社長 ○○ ○○ 印

2011年度 KIAC グループ PC 調達（その2）
暫定仕様書（案）

2011年7月

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社

暫定仕様書

I. 概要

本仕様書は、関西国際空港株式会社グループ（以下「発注者」という。）が利用するパソコン等を一括調達して整備する。

なお、調達した機器の設置、設定作業のほか、使用を終了したパソコン等の回収及びデータ消去作業についても本調達に含むものとする。

II. 仕様

1. 機器及び数量

業務用パソコン（ノートパソコン）	・・・115台
インクジェットプリンタ（A4対応）	・・・9台
Microsoft® Office Professional Plus2010	・・・55式

2. 設置場所

関西国際空港島内各グループ会社事務所

3. 図書等提出先

関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社

4. 履行期限

2011年12月31日

※納入期限が納入先で異なります。

第一納入期限 2011年10月31日：関西国際空港株式会社

第二納入期限 2011年11月30日：関西国際空港給油株式会社

第三納入期限 2011年12月31日：関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社

5. 機器仕様

(1) 共通仕様

- ・納入するすべての機器は、新造機（未使用品）であること。
- ・ノートパソコン及びインクジェットプリンタそれぞれが全て同一仕様のものであること。
- ・機器及び指定するソフトウェア等が問題なく動作すること。
- ・既設のネットワーク（ドメイン）に接続できること。
（インクジェットプリンタについてはUSBケーブルによる接続）
- ・ソフトウェアライセンスは、発注者に使用権があり適法に使用できること。

- ・ Windows XP Mode が実装可能であること。
- ・ 機器を初期設定（工場出荷時設定）に戻す為に、必要なリカバリメディアを機種毎に1機種につき各3セット準備すること。
- ・ グリーン購入法適合機種であること。
- ・ 国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。

(2) 個別仕様

- ・ 業務用パソコン（ノートパソコン）

タイプ	ノートブック型（A4サイズ）
OS	Windows®7 Professional32ビット正規版
規格	PC/AT 互換機
CPU	インテル®Core i5 vPro 2.5GHz 以上
ディスプレイ	15.6型 TFT カラー液晶 LED 以上 1,366×768 ドット以上
入力装置	109キー（JIS配列準拠）テンキー付 キーピッチ 19mm±1mm
マウス	光学式スクロールマウス（USB）
メモリ	4GB 以上
HDD（内蔵）	160GB 以上※
光学ドライブ	スーパーマルチドライブ内蔵
通信機能	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠
無線 LAN	802.11a/b/g/n
サウンド機能	ステレオスピーカー内蔵
インターフェイス	RGB（15ピン ミニ D-sub）×1 USB2.0×4ポート以上
電源	リチウムイオン（バッテリーパック） AC電源アダプター付属
バッテリー駆動時間	3時間以上（JEITA 準拠）

※) システムドライブとして80GB、その他ディスク領域をDドライブとしてパーティション設定すること。

・インクジェットプリンタ（A4対応）

最高解像度（dpi）	9600(横)×2400(縦)以上
インターフェイス	Hi-Speed USB（接続ケーブル付属）
用紙サイズ	A4～A5、はがき、郵便往復はがき
印刷速度（A4 普通紙）	カラー:9ipm 以上（ISO/IEC24734 基準）
外形寸法	450(W)×300(D)×200(H)以下
その他機能	自動両面印刷

6. 設定

- (1) 機器の設定については、受注者決定後、速やかに発注者と打ち合わせを行うこと。
- (2) 機器の設定内容は、発注者にて別途提示する「標準設定一覧表」を参考に、ソフトウェアの設定を行うこと。
- (3) 設定作業期間中に、設定内容の見直し等を行ったとき、また機器が正常に動作しないことは判明したときは、設定変更を行い、既に設定を終えた機器を含めて再設定すること。
- (4) 動作確認及び機能検証完了後、設定作業報告書を作成の上、提出すること。
- (5) OS や Office 等のソフトウェアには最新のサービスパック及びパッチを適用すること。（但し Internet Explorer のバージョンについては別途提示する。）
- (6) 機器仕様に掲げるソフトウェア及び以下に示すソフトウェア（インストールメディア及びライセンスは発注者にて提供する。）を正常に動作するよう設定すること。

[共通]

- ・ Microsoft® Office Professional Plus
- ・ Microsoft® ForeFront Client Security
- ・ Microsoft® Windows XP Mode
- ・ Microsoft® 圧縮（LZH 形式）フォルダ
- ・ Adobe® Reader X（10.0.1）以上
- ・ Adobe® Flash Player 10.3.181.14 以上
- ・ Autodesk® DWG TrueView
- ・ Autodesk® Design Review2011
- ・ FUJI XEROX® DocuWorks Viewer Light7.2（日本語版）
- ・ Just Systems® 一太郎ビューア
- ・ Apple® QuickTime7
- ・ RealNetworks® RealPlayer

[一部]

- ・ Casio Reporting Viewer（Web 明細参照用）
- ・ IP Messenger

- Rumix® Schedule Board
- Lhaplus1.58
- CubeSoft® CubePDF

- (7) モデム、赤外線通信ポート等、発注者が不要と認めるデバイスについては機能を停止すること。
- (8) 既設ネットワークプリンタ及び FAX を利用できるよう設定を行うこと。
(端末 1 台あたりモノクロ 2 台分、カラー 1 台分、FAX 用ドライバ 1 台分)
- (9) Windows XP Mode については以下に示す設定作業及びソフトウェア（インストールメディア及びライセンスは発注者にて提供する。）を正常に動作するよう設定すること。

[設定作業]

- OS 設定（ローカル権限設定等）
- ネットワーク（ドメイン環境）への接続
- Windows Update の実施

[ソフトウェア]

- Microsoft® ForeFront Client Security
- Microsoft® .Net Framework1.1
- Microsoft® .Net Framework1.1 日本語 Language Pack

7. 設置

- (1) 機器の納入・設置については、受注者決定後、速やかに発注者と打ち合わせを行うとともに、状況については随時報告すること。
- (2) 機器の設置及び接続作業は、原則として平日の 9 時から 17 時までの間に行い発注者側の業務への影響を最小限に留めること。
- (3) 設置作業時、以下の設定を行うこと。
- ①OS 設定（ローカル権限設定等）
 - ②ネットワーク（ドメイン環境）への接続
 - ③Microsoft® Office 製品の設定（Outlook 等）
 - ④ネットワークプリンタ及び FAX ドライバの設定
- (4) 設置した機器は、発注者が指定する方法により動作確認を行うこと。
- (5) 機器には、発注者が指定する管理用ラベルを貼付し、機器等使用者、設置場所、製造番号、インストールにあたって使用したライセンスキー、初期設定情報等を記載した一覧表（管理台帳）を作成すること。
- (6) 機器の設置及び設定作業において、機器又はソフトウェアに起因する障害が発生した場合、速やかに原因を究明し、機器の取り換え等を行うこと。

- (7) 取扱説明書等添付品は、別途発注者が指定する数量のみを納品すること。
- (8) 本調達にて発生した緩衝材等については、速やかに処分すること。
- (9) 設置作業期間中においては、設置作業の調整、設置に係る問合せ対応等の体制を整えること。

8. 保守

- (1) 本仕様書により調達する機器を保守すること。
- (2) 機器保守については、センドバック方式とする。センドバックによる保守が困難な場合は、オンサイト保守も可能とする。
なお機器の送付先は、日本国内にある最寄の拠点までとする。
- (3) 保守期間は、完成検査後4年間とする。
ただし、機器の設置後から保守開始までの間も、保守期間と同等の対応を行うこと。なおこの間の保守に要する費用は受注者負担とする。

9. 撤去

- (1) 撤去する機器は、関西国際空港島内の別途指定する場所に保管すること。
- (2) 撤去した機器のハードディスクは、米国国防規格に準じた3回上書き方法によるデータ消去作業を実施し、実施結果を書面にて提出すること。
- (3) データ消去に必要なソフトウェアについては、受注者にて手配すること。
(データ消去対象機器台数：90台 OS：Microsoft® Windows XP Professional)

10. 契約

- (1) 主任技術者
受注者は、本調達の実施にあたり主任技術者を選任し、書面をもって発注者が定める担当社員（以下「係員」という。）に通知する。
- (2) 実施要領
 - ①受注者は、本調達を遂行するにあたり、係員と緊密な打ち合わせを実施すること。
 - ②受注者は、係員との協議・打ち合わせ事項について、議事録を作成し係員に提出しなければならない。なお係員から指示された書類は、遅滞なく提出しなければならない。
 - ③受注者は、本調達において、納入機器及び関連機器等に損害を与えた場合は速やかに係員に報告し、受注者の責任においてこれを修復しなければならない。
- (3) 資料等の貸与
受注者は、本調達に関連して発注者が所有する資料等の貸与を受けることができる。

(4) 秘密保持

受注者は、本調達の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(5) 完成検査

作業終了後、当社の検査員が、本仕様書及び提出書類に基づき以下の完成検査を行う。また、受注者は検査に立ち会うとともに検査員の指示に従い検査に協力するものとする。

①動作試験完了後、検査員が本仕様書に基づいて完成検査を行う。検査員の検査に合格したときに受け渡し（納品）が完了したものとする。なお、検査に先立ち「動作試験成績書」を提出するものとする。

②完成検査において指摘事項があった場合は、検査員の指示に従い、適切な処置を施さなくてはならない。

(6) 請負代金内訳書

受注者は、契約締結後速やかに本仕様書に基づき、詳細な「請負代金内訳書」を係員に提出しなければならない。

(7) 瑕疵担保責任

本調達の受け渡し完了の日から1年以内に、納入物品に瑕疵のあることが発見されたときは、発注者の請求により、受注者は他の物品と引き換え、若しくは修理し、またはその瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。ただし、賠償金額については発注者、受注者協議の上決定する。

(8) 提出図書等

本調達における提出図書等は、次のとおりとする。

①打ち合わせ議事録・・・1部

本仕様に関して打ち合わせを行った場合、受注者は「打ち合わせ議事録」を作成し、係員に提出すること。

②実施計画書・・・1部

受注者は、契約締結後速やかに工程表を含む実施計画書を提出し、係員の承認を受けること。

③納入機材等承認図書・・・1部

本調達で納品するパーソナルコンピュータ機器、ソフトウェア及び関連物品について、その名称、メーカー名、仕様等を記載した「納入機材等承認図書」を係員に提出し、あらかじめ承認を得ること。

④運用保守説明書・・・1部及び電子媒体1部

本調達で納品したハードウェア及びソフトウェアについて、以下の内容を記載した「運用保守説明書」を係員に提出すること。

- ・納入機器等使用者・設置場所・初期設定一覧表
- ・納入機器等障害時連絡先

- ・消耗品一覧表
- ・パソコン再セットアップ手順書
- ・その他運用保守に必要となる情報

⑤動作試験成績書 . . . 1部

(9) 疑義事項

受注者は、本調達の実施にあたって疑義が生じた場合、また仕様書に明記されていない事項については、係員と協議し、その指示に従うこと。

1 1. その他

- (1) 仕様書要件を満たせること。
- (2) 各グループ会社の調達内容に応じ、グループ会社（3社）に対し支払い請求を行うことができること。

売 買 契 約 書 (案)

1. 契 約 件 名 2011年度K I A CグループPC調達 (その2)
2. 納 入 場 所 関西国際空港島内
3. 納 入 期 限 平成23年12月31日
第一納入期限 平成23年10月31日
第二納入期限 平成23年11月30日
第二納入期限 平成23年12月31日
4. 契 約 金 額 金 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

上記のうち

- 発注者A 契約金額 金 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 発注者B 契約金額 金 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

上記物品について、関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社（以下「発注者A」という。）と関西国際空港給油株式会社（以下「発注者B」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、以下の条項により売買契約を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、発注者A及び受注者が各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
発注者A 関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社
氏 名 代表取締役社長 竹内 剛志 ㊟

住 所 大阪府泉南市泉州空港南1番地
発注者B 関西国際空港給油株式会社
氏 名 代表取締役社長 奥西 勝 ㊟

住 所
受注者
氏 名 ㊟

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書、図面、明細書及び見本等（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに発注者A及びB（以下「発注者」という。）に納入するものとし、発注者は、これに対し物品の引渡しを受けて頭書の契約代金を受注者に支払うものとする。

2 仕様書等に明示されていないもの又は仕様書等に符号しないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員の指示にしたがうものとする。

3 受注者は、この契約の履行にあたって暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこのかぎりでない。

(特許権等の使用)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、第三者の権利となっている特許権、実用新案権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(産業財産権)

第4条 受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

2 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で使用することを許諾する。

3 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。

4 受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、費用の全部を負担する。

5 発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続きは、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

(受注者からの納期延長)

第5条 受注者は、受注者の責めに帰することができない事由によりこの契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付し、納入期限の延長を求

めることができる。

ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約の履行内容の変更、一時中止等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、この契約の内容を変更し又は一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限その他契約条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において受注者が増加費用を必要とし又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(一般的損害等)

第7条 物品の引渡し前に生じた一切の損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する場合はこの限りでない。

2 受注者は、債務の履行について、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(物品の納入検査)

第8条 受注者は、物品を頭書の納入場所に納入したときは、書面により発注者に通知し発注者の指定する者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

3 受注者が正当な理由なく検査に立会わないときは、受注者は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査における不合格)

第9条 受注者は、検査の結果不合格と判定されたときは、当該不良品について遅滞なく自己の費用をもってこれを補修し又は代品による補完を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用、検査のために通常生じる損失は受注者の負担とする。

3 受注者は、不合格となった物品を速やかに納入場所から引き取らなければならない。

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者が不合格品を引き取らない場合にはその保管の責任を負わないものとする。

(減額引取)

第10条 発注者は、物品に多少の不備があっても、この契約の目的を達するうえで支障がないと

認めるときは、契約金額の相当額を減額して、当該物品の引渡しを受けることができる。この場合、減額する額は発注者が定める。

(所有権の移転)

第11条 第8条第2項の検査に合格したとき又は発注者が前条の規定により引渡しを受けることを認めたときは、発注者は、頭書の場所において物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項による引渡しを受けたとき物品の所有権は受注者から発注者に移転するものとする。

(契約代金の支払)

第12条 受注者は、前条第1項の規定による引渡し完了後、書面により契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その請求書の受理日の属する月の翌月の末日までに契約代金を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における損害金)

第13条 受注者の責めに帰する理由によりこの契約の履行を遅延したときは、受注者は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年18.25%の割合で計算した額を損害金として発注者に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払が遅延したときは、受注者は、発注者に対して未受領額につき遅延日数に応じ、年18.25%の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(瑕疵担保)

第14条 発注者は、引渡し日から1年以内に納入物品の隠れた瑕疵による毀損又は変質若しくは性能の低下その他の事故が生じたときは、その瑕疵を受注者の費用をもって補修させ若しくは代品と取り替えさせるとともに、その瑕疵により生じた損害の賠償を請求することができる。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は頭書の納入期限内に明らかに完納できる見込みがないとき。
- 二 この契約の履行について不正な行為があったとき。
- 三 第8条第1項に規定する検査の結果不合格となったとき。
- 四 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生若しく

は破産の申し立てをしたとき。

五 行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。

六 振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あるいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。

七 解散したとき。

八 第16条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 前各号に掲げる場合の他契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第15条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額とする。）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者及び受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員の

刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を発注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、第1項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を契約金額の支払額から控除する措置をとることができる。
- 4 発注者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第12条の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、同項に規定する違約金に相当する範囲内において、契約金額の一部の支払を行わないことができる。
 - 一 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。
 - 二 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。
 - 三 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。
 - 四 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。
 - 五 その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。
- 5 発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払を要しないものとする。
- 6 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（発注者の解除権2）

- 第15条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。
- 一 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、

金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第一号から第五号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

一 第6条第1項の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 発注者が、この契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において発注者が受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は発注者に対してその損害賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する訴えの管轄については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。